
東部市税事務所照明増設業務
＜業務仕様書＞

令和7年（2025年） 11月

札幌市財政局税政部

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市財政局税政部が実施する「東部市税事務所照明増設業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果品の著作権者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

3 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

2 業務の概要

東部市税事務所3階事務室において、光量が足りない箇所へ効果的に照明があたるよう照明器具の増設作業を行う。

1 業務対象範囲

札幌市東部市税事務所（札幌市厚別区大谷地東2丁目4-30 大谷地アドバンシービル3階）

2 業務の内容

＜全般における共通留意事項＞

本業務においては、個人情報を取り扱う部署での調査・検討作業等が発生するとともに、将来的にオフィス環境の改善検討が必要になることも想定されることから、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※1）並びにオフィス環境整備等についての適正化に関する資格（※2）を有する者を従事させること。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。上記資格者は、「業務責任者指定通知書」に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。

※1 個人情報保護士（一般財団法人全日本情報学習振興協会）等。

※2 認定ファシリティマネジャー資格（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）等。

(1) 照明増設

東部市税事務所3階事務室に照明器具を増設すること。照明器具は下記又は同等製品を使用すること。同等製品を使用する場合は、カタログ等を提出し、委託者から同等製品であることので承認を得ること。

サーバ室：NNLK41509J（本体）1台、NEL4600EN LE9（ライトバー）1台

事務室：NNLK81509（本体）19台、NEL8300ENC LE2（ライトバー）19台

受注者は、サーバ室、梁下の照明未設置の影響で暗くなっている島およびカウンターに効果的に照明があたるよう現地下見の上、増設分の配灯計画図を作成すること。（別添1 現状照明器具配置図参照）

作成後委託者の承認を得たうえで設置を行うこと。照明スイッチは、既設のものと連動し動作すること。

作業日時について事前に委託者と協議の上作業すること。（業務終了後、もしくは開庁日以外の作業を基本とする）受託者は業務工程表を作成し委託者へ提出すること。

受託者は、配灯計画図、工程表を作業開始2週間前までにテナントオーナーへ提出し、作業許可を得ること。

3 業務期間

契約締結日から、令和8年3月27日までとする。

4 成果品

● 業務計画書	1部
● 業務責任者指定通知書	1部
● 照明配灯図面	1部
● 業務工程表	1部
● 竣工図	1部
● その他、委託者が必要と認めた資料	一式

5 特記事項

本業務の実施にあたり、下記項目に対し適切な配慮・対策等を行うこと。

(1) 法令順守

本業務の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

業務遂行に当たり現地調査等を行う際は、業務に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。

また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

業務に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

(4) 情報管理について

本業務ではシステム類の情報や個人情報を含む文書類を取り扱うため、現地調査の実施、成果品の作成の際には機密情報の保全に十分配慮すること。

(5) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

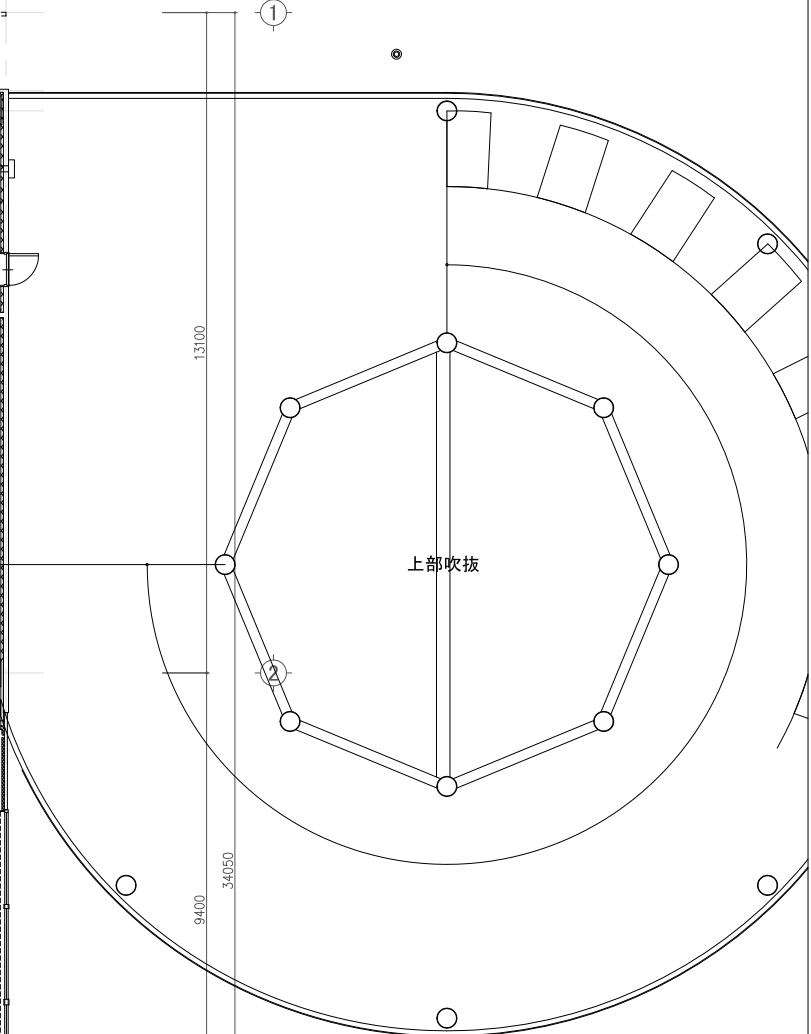
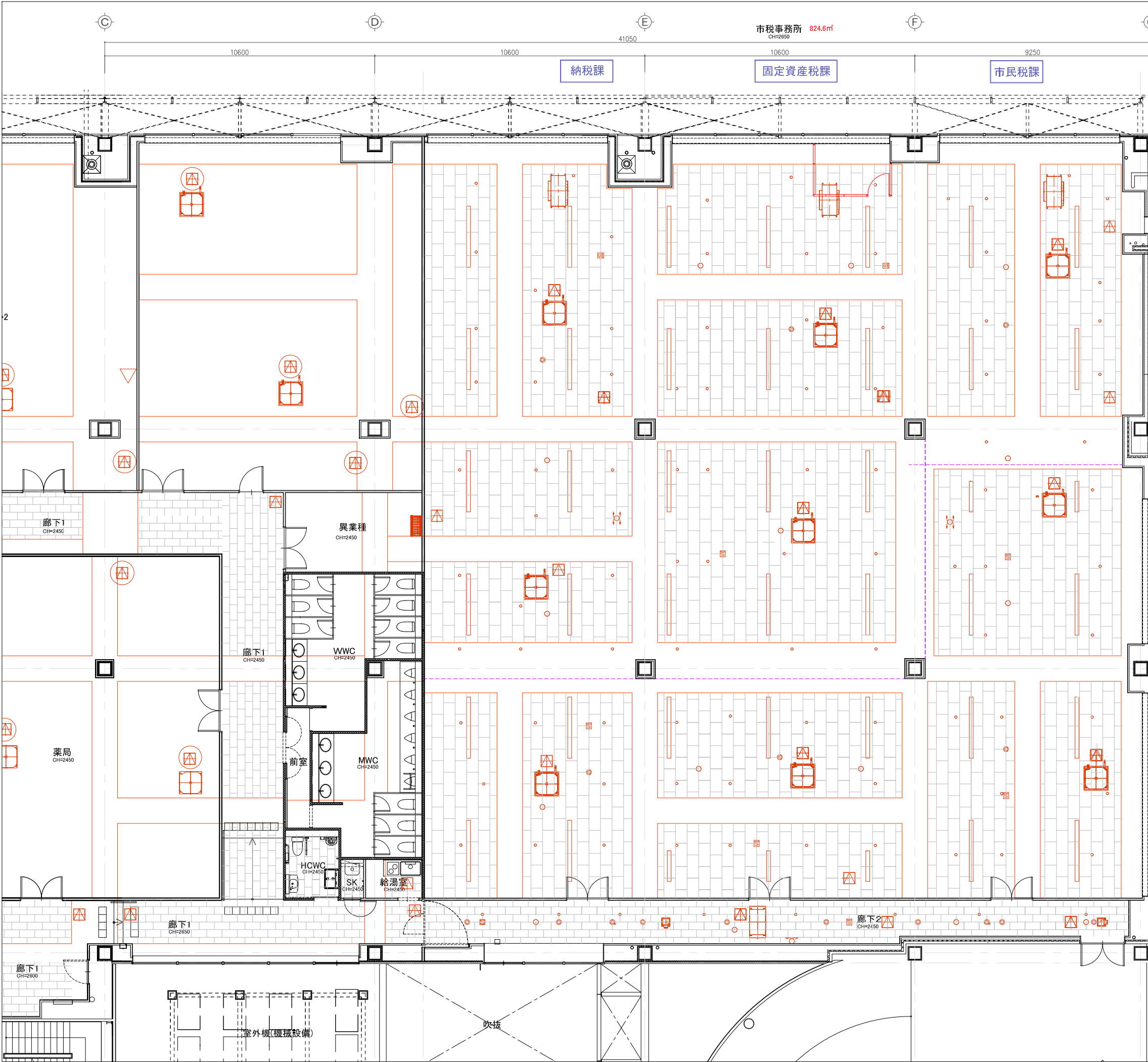
走行ルートの特短や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

(6) エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の特短など、エコドライブの推進に取り組むこと。

(7) 協議事項

その他、本業務の仕様がない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。



記号	名称	備考
換気扇 (天井)		
GHPエアコン (天井)		
GHPエアコン 副機き出し口		
GHPエアコン (天井)		
室内消火栓		
設備用点検口		
電気用点検口		
電灯盤		
110W型直付LED照明		
40W型直付LED照明		
LED蛍光灯 (1100φ)		
LED蛍光灯 (1100φ)		
LED誘導灯		
煙感知器		
非常放送 (200φ)		

札幌市 東部市税事務所

DATE : 2025.08.01 SCALE : 1/150 [A-3]